

別表 1 (第 2 条)

(1) 補助対象事業

補助対象事業			補 助 対 象 者	補助対 象 経 費	補助率
事業名	区 分	機械区分			
森林施業効 率化促進事 業	高性能林業機械 レンタル支援事 業	フェラーバンチャー スキッド プロセッサ ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ フォーク収納型グラップルバケット 付きバックホウ その他 (森林整備作業にかかるもの)	選定経営体 (※1) 木材業者等登録事業 体 (※2)	林業機械のレンタル 経費 (運搬費, 保険料は 対象外とする。ま た, レンタル経費の 補助対象は県内の 民有林における稼 働期間のみとする。	1/3 又は 1/4 以内 (※3) ただし, (2) の金 額を上限とする。 1 台の補助の上限 は 5 か月以内。 1 事業体 2 台まで とする。

※1 選定経営体: 「林業経営体の育成について」 (平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知, 以下「通知」という。) に基づき, 知事が選定した林業経営体。ただし, 平成 30 年度においては, 同通知の移行措置により知事が選定した林業経営体も含む。

※2 木材業者等登録事業体: 茨城県木材業者等登録条例第 5 条第 1 項の規定により知事の登録を受けた事業体。

※3 主伐及び再造林を行う場合の補助率については 1/3 以内とし, それ以外 (間伐等) の補助率については 1/4 以内とする。
なお, 再造林については, 平成 30 年度内に植栽が完了するもののみを対象とする。

(2) 機械区分ごとの上限助成額 (1 か月あたり)

機械区分	助成額
プロセッサ, ハーベスタ, スイングヤーダ	200 千円
フェラーバンチャー, スキッド, フォワーダ, タワーヤーダ, フォーク収納型グラップルバケット付き バックホウ, その他	100 千円

別表 2 (第 6 条)

軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

事業内容の変更	経費の配分の変更
別表 1 に掲げる機械区分の新設又は廃止	事業費の 20% を超える増減